

# 令和5年第6回各務原市教育委員会会議録

日時 令和5年5月10日（水）  
午後3時00分開会  
午後4時00分閉会  
場所 産業文化センター7階第1大会議室

## 1 出席委員

教育長 加藤 壽志、委員 大友 克之、委員 大堀 憲、委員 和智 陽子、  
委員 林 ゆり、委員 小島 聡太郎

## 2 出席職員

(教育委員会事務局)

事務局長 横山 直樹、総務課長 足立 勉、学校施設課長 嶽 翁輔、  
学校教育課長 林 健司、中央図書館長 新居 美保、青少年教育課長 三輪 史子、  
文化財課長 西村 勝広、スポーツ課長 河瀬 憲政、少年自然の家所長 奥村 謙司、  
学校給食センター所長 寺田 明生

(産業活力部)

次長兼いきいき楽習課長 永井 昭徳

## 3 会議の書記

教育委員会事務局総務課主幹 小川 大介、  
教育委員会事務局総務課総務係長 島田 まゆみ、  
教育委員会事務局総務課主事 砂川 雄哉

## 4 会議に付した案件

議第24号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事（令和5年度教育費の補正予算について）

報第7号 （専決処分の承認）各務原市特別支援教育推進連携協議会委員の委嘱について

報第8号 （専決処分の承認）各務原市教育支援委員会委員の委嘱について

報第9号 （専決処分の承認）各務原市図書館協議会委員の委嘱について

報第10号 （専決処分の承認）各務原市少年センター運営委員会委員の委嘱について

報第11号 （専決処分の承認）各務原市少年センター補導委員の委嘱について

報第12号 （専決処分の承認）各務原市スポーツ推進委員の委嘱について

報第13号 （専決処分の承認）各務原市少年自然の家運営委員会委員の委嘱について

報第14号 （専決処分の承認）各務原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

報第15号 （専決処分の承認）各務原市学校給食センター物資選定委員会委員の委嘱について

- 報第16号 (専決処分の承認) 各務原市社会教育委員の委嘱について  
報第17号 (専決処分の承認) 各務原市公民館運営審議会委員の委嘱について

## 5 開会

教育長より、開会を宣言。

## 6 議事の概要

### (1) 議決事項

教育長 本日の議案中、議第24号は、議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に關することに該当するため、非公開としたいと思ひます。

教育長 非公開とすることに異議はありませんか。

全委員 異議なし。

教育長 では、当該案件については非公開とします。

議第24号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に關すること(令和5年度教育費の補正予算について)

教育長 議第24号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

総務課長 (議第24号 令和5年度教育費の補正予算について、資料により説明。)

教育長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教育長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第24号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教育長 全委員、異議なしと認め、議第24号を原案通り承認いたします。

報第7号 (専決処分の承認) 各務原市特別支援教育推進連携協議会委員の委嘱について

教育長 報第7号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 (報第7号 各務原市特別支援教育推進連携協議会委員の委嘱について、資料により説明。)

教育長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教育長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第7号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教育長 全委員、異議なしと認め、報第7号を原案通り承認いたします。

報第8号 (専決処分の承認) 各務原市教育支援委員会委員の委嘱について

教育長 報第8号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 (報第8号 各務原市教育支援委員会委員の委嘱について、資料により説明。)

教育長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教育長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第8号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第 8 号を原案通り承認いたします。

報第 9 号 (専決処分の承認) 各務原市図書館協議会委員の委嘱について

教 育 長 報第 9 号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

中央図書館長 (報第 9 号 各務原市図書館協議会委員の委嘱について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第 9 号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第 9 号を原案通り承認いたします。

報第 10 号 (専決処分の承認) 各務原市少年センター運営委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第 10 号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

青少年教育課長 (報第 10 号 各務原市少年センター運営委員会委員の委嘱について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

大 友 委 員 17名以内との規定に対し、17名を委嘱できなかった理由があれば教えてください。

青少年教育課長 明るい社会づくり運動協議会が4月1日付で解散となったことに伴い、1名欠員が出ておりまして、やむを得ず16名の委員構成となっています。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第 10 号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第 10 号を原案通り承認いたします。

報第 11 号 (専決処分の承認) 各務原市少年センター補導委員の委嘱について

教 育 長 報第 11 号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

青少年教育課長 (報第 11 号 各務原市少年センター補導委員の委嘱について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

林 委 員 補導委員はどのような活動をしていますか。

青少年教育課長 主に土・日曜日の夕方に4人1グループとなり、各地域の公園・店舗を巡回し、子ども達へのあいさつ、声掛け、子ども達が危険なことをしていた場合は注意する等の見守り活動を実施しています。

林 委 員 自治会推薦について、定数や自治会長が担当する等の定めはありますか。

青少年教育課長 以前より、校区ごとに定数があります。自治会長が担当する場合や自治会内で役割分担している場合等、自治会によって様々です。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第 11 号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第11号を原案通り承認いたします。

報第12号 (専決処分の承認) 各務原市スポーツ推進委員の委嘱について

教 育 長 報第12号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

スポーツ課長 (報第12号 各務原市スポーツ推進委員の委嘱について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第12号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第12号を原案通り承認いたします。

報第13号 (専決処分の承認) 各務原市少年自然の家運営委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第13号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

少年自然の家所長 (報第13号 各務原市少年自然の家運営委員会委員の委嘱について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第13号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第13号を原案通り承認いたします。

報第14号 (専決処分の承認) 各務原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第14号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校給食センター所長 (報第14号 各務原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第14号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第14号を原案通り承認いたします。

報第15号 (専決処分の承認) 各務原市学校給食センター物資選定委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第15号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校給食センター所長 (報第15号 各務原市学校給食センター物資選定委員会委員の委嘱について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

大 友 委 員 給食主任が委員の中にいますが、この職はどういったものでしょうか。

学校教育課長 学校内で給食そのものについて詳しく、給食に関する指導となると、栄養教諭が担当となります。一方、給食主任は、給食数のとりまとめ等の事務を担当

しています。

教 育 長 栄養教諭は全ての学校にはいませんので、給食主任がその代わりに給食の配膳方法等、給食に関する指導についての中心となっています。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

和 智 委 員 物資選定委員の具体的な職務を教えてください。

学校給食センター所長 給食の食材として適切なものを選定することです。

和 智 委 員 学校関係者のみで構成されており、新たな食材の情報等を取り入れにくいのではないかと思います。いかがでしょうか。

学校給食センター所長 献立は栄養教諭が決めており、それに使用する食材を業者に広く募集します。例えば鮭の切り身が献立にあると、それぞれの業者から鮭の切り身のサンプルを提供してもらいます。それらを価格や味、給食センターの設備で調理可能かといった点で比較検討して納入する物資を決定します。本委員会では、このような役割を担っていますので、新しい食材の情報となると、業者からの提供や栄養教諭の見識によると思います。

また、委員の中には、保護者の方も2名いますので、学校側、給食センター側、保護者側といった多方面からの意見を集約できるものと考えています。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第15号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第15号を原案通り承認いたします。

報第16号 (専決処分の承認) 各務原市社会教育委員の委嘱について

教 育 長 報第16号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

いきいき楽習課長 (報第16号 各務原市社会教育委員の委嘱について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第16号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第16号を原案通り承認いたします。

報第17号 (専決処分の承認) 各務原市公民館運営審議会委員の委嘱について

教 育 長 報第17号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

いきいき楽習課長 (報第17号 各務原市公民館運営審議会委員の委嘱について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

和 智 委 員 校長先生が複数の委員を兼任されていて、大変だと感じました。

教 育 長 学校の運営に支障がないよう配慮したいと思います。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

大 友 委 員 社会教育委員と公民館運営審議会委員は同一の方を委嘱するというのでしょうか。

いきいき楽習課長 両方とも社会教育法に基づき設置しているものです。委嘱の基準も同一とな

っています。審議内容は異なりますが、関連した内容ですので、同一の方を委嘱しています。

大友委員 同一の方を委嘱しているのであれば、社会教育法上「できる」規定となっているため、行政のスリム化に鑑みると、条例を一本化しても良いのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

いきいき楽習課長 今後検討したいと思います。

教育長 他に質問はありませんか。

教育長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第17号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教育長 全委員、異議なしと認め、報第17号を原案通り承認いたします。

## 7 閉会

教育長より、閉会を宣言。